

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 告示**
- 県営土地改良事業計画を定めた件三件 四三
  - 保安林の指定をする件 四三
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四三
  - 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四三
  - 道路の区域を変更する件三件 四三
  - 道路の供用を開始する件 四三
- 公告**
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 四四

## 告示

**福島県告示第五百五十二号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、荒海地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 令和五年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和五年九月六日から  
月二十五日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所

南会津町役場

（農村計画課）

**福島県告示第五百五十三号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、鶯巣地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 令和五年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和五年九月六日から  
月二十五日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所  
南会津町役場

（農村計画課）

**福島県告示第五百五十四号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、母畑地区に係る県営農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 令和五年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和五年九月六日から  
月二十五日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所  
石川町役場及び玉川村役場

（農地計画課）

**福島県告示第五百五十五号**  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和五年九月五日

- 一 保安林の所在場所

福島県知事 内堀雅雄

双葉郡楡葉町大字井出字本釜四の二、五の一、六の一、八の一、八の二、八の六、九、一一の一から一一の三まで、二〇の一、九三、九五の四、九五の一七、九五の一八、九五の二〇から九五の二三まで、九五の三〇から九五の三二まで、九五の三四、九五の三六、九五の三九、九五の四一、九五の四三、九五の四七から九五の四九まで、九五の五五、九五の五六、九五の六五から九五の七三まで、九五の八〇から九五の八三まで、九五の九一から九五の九三まで、九五の九五から九五の一〇二まで、九五の一〇一、一四〇の一、一四九から一五四まで

二 指定の目的  
潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、楡葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び楡葉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を石川町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年九月五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

坂本トミ 富岡金作 有賀松壽 株式会社福島グリーンシステム

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和五年福島県告示第四百七十三号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

と。

(森林保全課)

福島県告示第五百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を石川町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年九月五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

湯澤満 小湊昌弘 大竹保典 塩田長男 三森貫一 瀬谷和男 三森義光 瀬谷善行 遠藤武喜 瀬谷久一

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和五年農林水産省告示第六百十七号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第五百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所(令和五年九月五日)から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年九月五日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道富岡 停車場線	双葉郡富岡町大字曲田 五九番地先から 同 郡同 町大字小浜 字中央三三四番地先ま で	変更前 変更後	七・一 八・六	一九五・〇 一九五・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和五年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道矢吹 天栄線	白河市大信町屋九七番 地先から 同 市大信下小屋字日 和田六九番二地先まで	変更前 変更後	五・九 一六・三	一、二四〇・八 一、一三六・九

(道路計画課)

福島県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和五年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道常磐 勿来線	いわき市常磐関船町迎 一八番地先から 同 市常磐関船町諏 訪下三〇番九地先まで	変更前 変更後	一一・〇 二〇・五	三四四・〇 三四四・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和五年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道常磐勿来線	いわき市常磐関船町迎一八番地先 から 同 市常磐関船町諏訪下三〇番 九地先まで	令和五年九月五日

(道路計画課)

公告

公告第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により、深野北地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）の工事は、令和五年三月二十七日完了したので公告する。

令和五年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)